



パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 130 2015年07月01日

台湾 商標法施行細則部分条文改正草案 要点説明(和訳)

記

台湾では、商標法施行細則(以下、本細則という)が1930年12月30日付で制定公布され、かつ1931年1月1日から施行されて以来、14回の改正を経て最後の改正日は2012年6月29日となる。

民衆の利便を図る措置を積極的に推進し、申請手続を簡明にするため、優先権及び展覧会優先権に係る証明書類は、原本又は正本で提出しなければならないとの規定を免除する。また、商標責任官庁審査システムの更新機能に合わせ、商標の登録出願を分割申請するときは、申請書の副本を添付して提出しなければならない等申請手続上の負担を免除することができる。ここに「商標法施行細則」部分条文の改正草案を制定する。その改正要点の概要は以下の通りである。

1. 優先権及び展覧会優先権に係る証明書類は、原本又は正本で提出しなければならないとの規定を削除

本細則第4条第2項では、優先権及び展覧会優先権に係る証明書類は、原本又は正本で提出しなければならないと規定されているが、しかし、目下、各国の商標責任官庁は商標出願案件に対し、行政手続において相当な日時を経た後、ネットにより商標登録出願情報を公告掲載し、かつ便利なネット情報検索サービスを提供している。また、優先権に係る証明書類の審査は、写本の真実性を確認する必要が認めるときは、本細則第1項第2号の規定に基づいて照合することができるため、ここに第2項の規定を削除し、優先権に係る証明書類は本細則第4条第1項の規定により写本で代用できると認める。(改正草案第4条)

2. 商標の登録出願を分割申請するときは、申請書の副本を添付して提出しなければならないとの規定を削除

本細則第 27 条第 1 項の後段では、商標の登録出願を分割申請するときは、分割件数毎に申請書の副本及びその商標登録出願に係る書類を添付して提出しなければならないと明記されている。商標責任官庁審査システムの機能をオンライン化したので、商標の登録出願を分割申請するときは、申請書の副本を添付して提出しなければならない等申請手続上の負担を免除することができる。ここに本細則第 27 条第 1 項の後段規定を削除する。(改正草案第 27 条)

3. 商標権分割請求の準用規定の補則

商標権を分割請求するときは、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用するとの本細則第 36 条第 1 項の規定について、その条文第 27 条第 1 項の後段が削除されることとなるが、目下の商標権分割請求の審査実務において分割件数毎に申請書の副本を添付して提出しなければならないと規定されているため、当該規定に合わせて補則文言を新設する。(改正草案第 36 条)

4. 今回の改正条文の施行日を明確に規定

本細則第 50 条に第 2 項を新設し、今回の改正条文の施行日を明記する。(改正草案第 50 条)

台湾 商標法施行細則部分条文改正草案の条文対照表(和訳)

改正条文	現行条文
<p>第 4 条: 本法及び本細則が規定する提出すべき証明書類については、原本又は正本で提出しなければならない。但し、次に掲げる事情の1つに該当するときは、写本で代用することができる。</p> <p>①原本又は正本が既に商標責任官庁に提出済であり、且つ該提出済書類に付与された番号を明記しているとき。</p> <p>②当事者は提出した写本が原本又は正本と相異なることを釈明したとき。商標責任官庁は写本の真実性を確認する必要があると認めるときは、当事者に原本或いは正本を提示してもらい、相違ないことを照合し、返却する。</p>	<p>第 4 条: 本法及び本細則が規定する提出すべき証明書類については、原本又は正本で提出しなければならない。但し、次に掲げる事情の1つに該当するときは、写本で代用することができる。</p> <p>①原本又は正本が既に商標責任官庁に提出済であり、且つ該提出済書類に付与された番号を明記しているとき。</p> <p>②当事者は提出した写本が原本又は正本と相異なることを釈明したとき。商標責任官庁は写本の真実性を確認する必要があると認めるときは、当事者に原本或いは正本を提示してもらい、相違ないことを照合し、返却する。</p> <p><u>2. 前項第 2 号の規定について、優先権及び展覧会優先権に係る証明書類は、これを適用しない。</u></p>
<p>第 27 条: 商標の登録出願を分割申請するときは、申請書を以って分割の件数及び分割後の各商標の指定商品又はサービスを明記しなければならない。</p> <p>2. 分割後の各商標登録出願案件の指定商品又はサービスが重なることは認められない。且つ原出願が指定する商品又はサービスの範囲を超えてはならない。</p> <p>3. 公告決定となったが登録公告前に分割申請をするときは、商標責任官庁は出願人が登録料納付して商標登録公告に進んでから、商標権の分割を行わなければならない。</p>	<p>第 27 条: 商標の登録出願を分割申請するときは、申請書を以って分割の件数及び分割後の各商標の指定商品又はサービスを明記し、<u>且つ分割件数毎に申請書の副本及びその商標登録出願に係る書類を添付して提出しなければならない。</u></p> <p>2. 分割後の各商標登録出願案件の指定商品又はサービスが重なることは認められない。且つ原出願が指定する商品又はサービスの範囲を超えてはならない。</p> <p>3. 公告決定となったが登録公告前に分割申請をするときは、商標責任官庁は出願人が登録料納付して商標登録公告に進んでから、商標権の分割を行わなければならない。</p>
<p>第 36 条: 商標権を分割請求するときは、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用し、<u>且つ分割件数毎に申請書の副本を添付して提出しなければならない。</u></p> <p>2. 商標権の分割請求が許可されたときは、商標責任官庁は分割後の商標毎に商標登録証を発行しなければならない。</p>	<p>第 36 条: 商標権を分割請求するときは、第 27 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。</p> <p>2. 商標権の分割請求が許可されたときは、商標責任官庁は分割後の商標毎に商標登録証を発行しなければならない。</p>
<p>第 50 条: 本細則は公布日から施行する。</p> <p><u>2. 本細則は中華民國〇〇〇年〇〇月〇〇日に改正条文を公布した公布日から施行する。</u></p>	<p>第 50 条: 本細則は公布日から施行する。</p>